

## プロポーザル公告

福井県救急医療電話相談業務について、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するので次のとおり公告する。

令和7年2月7日

福井県知事 杉本 達治

### 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

- (1) 委託業務名  
福井県救急医療電話相談業務
- (2) 契約期間（委託期間）  
令和7年4月1日0時 から 令和7年10月1日0時 まで
- (3) 業務内容  
「福井県救急医療電話相談業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 提案上限額  
金 19,418 千円（消費税および地方消費税を含む。）

### 2 受審資格

企画提案書を提出することができる者は、福井県救急医療電話相談業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。ただし、本県内に事業所等を有しないとき、県税についてはこの限りでない。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 受審資格認定に係る申請手続等

#### (1) 受審の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

##### ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等 1部

##### イ 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

##### ウ 提出期限

令和7年2月17日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は、当方が指示した場合を除き認めない。

##### エ 提出および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346（直通）

メール：iryu@pref.fukui.lg.jp

##### オ 提出資料の様式等

募集要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

#### ① 交付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月17日（月）9時から17時まで  
（ただし、土・日・祝日を除く。）

#### ② 交付場所

上記3(1)エに同じ

なお、福井県ホームページ（[ホームページ | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://ホームページ | 福井県ホームページ (fukui.lg.jp))）からダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和7年2月18日（火）までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。ただし、迅速性の観点から、書面に先立ち電子メール等の方法により通知する場合がある。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の開示

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。理由の開示を求める場合は、令和7年2月21日（金）17時まで、請求の趣旨・内容等を記した書面（様式任意）を上記3(1)エ記載の場所あて提出すること。

イ 県は、請求者に対して、令和7年2月25日（火）までに書面により回答する。

#### 4 質問事項

(1) 受審資格に関する質問事項

令和7年2月17日（月）12時まで電子メールで文書（様式2）により行うこと。

○ 提出先：[iryoud@pref.fukui.lg.jp](mailto:iryoud@pref.fukui.lg.jp)

○ 上記質問への回答については、原則電子メールにより質問者あて随時行う。

(2) 本委託業務（業務仕様書）に関する質問事項

令和7年2月17日（月）12時まで電子メールで文書（様式3）により行うこと。

○ 提出先：同上

○ 委託業務（仕様書）に関する質問への回答については、令和7年2月19日（水）までに電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

#### 5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

ア 企画提案書（紙媒体）：15部

イ アの電子データを収録した電子媒体：1部（電子データをメール添付により提出することで代替可）

(2) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ただし、上記(1)イの電子データをメール添付により提出する場合、電子データを収録した媒体を別途提出する必要はない。

(3) 提出期限

令和7年2月28日（金）17時まで（必着）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。（ただし、当方が指示した場合を除く。）

- (4) 提出場所  
上記3(1)エに同じ
- (5) 提出資料の様式等  
上記3(1)オに同じ

## 6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査方法等は、「福井県救急医療電話相談業務プロポーザル選定委員会実施要領」のとおりとする。審査方法の詳細については、受審資格認定者に別途書面で通知する。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。このとき、上記(3)の結果通知があった日から7日以内に請求の趣旨・内容等を記載した書面（様式任意）を上記3(1)エ記載の場所あて提出すること。  
県は、説明を求める企画提案者に対して、速やかに書面により理由等を回答する。
- (5) 採用となった企画提案については、選定事業者との協議の上、変更する場合がある。
- (6) なお、本選定の効果は、令和7年度当初予算発効時において生じるものとする。

## 7 その他

- (1) この公告に係る一連の手續および業務の契約等に関する手續において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 提出後の必要書類の不足にかかる差替え、期限に遅れた資料提出は、一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案に関する諸経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (6) この公告に掲げるもののほか、本件プロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。